

## 入札説明書

入札公告に基づく事後審査型一般競争入札については、五條市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年10月20日

2 入札件名 奈良県広域水道企業団五條事務所 水道料金徴収等包括的業務委託

3 入札方法等

(1) 入札の基本的事項

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(2) 公正な入札の確保

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札金額の記入方法等

入札金額は、業務委託の契約期間全体の総額を記載すること。落札金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書及び入札について

入札者は、所定の入札書（様式2。誓約書を兼ねる）を作成し、封かんの上、所定の場所及び日時に提出してください。記載については、別紙「入札書記載例」及び「入札書用封筒の作成・記入方法」のとおりです。

(5) 入札執行回数

入札回数は、1回とします。

(6) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(7) 入札書の金額の数字

入札書に記入する数字はアラビア数字を用いて記入してください。

(8) 入札書の記載事項の訂正

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書しなければなりません。ただし、入札書の金額を加除訂正することはできません。また、提出後の入札書及びその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(9) 入札の延期、中止等

① 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札延期、中止又は取り止めることがあります。

② 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがあります。

- ③ 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札を延期、中止又は取り止めます。

(10) その他

- ① 応札者が1者であっても、入札を執行します。
- ② 入札書は、ボールペンなど、容易に消すことのできないもので記載してください。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書到着期限及び提出先

- ① 令和7年11月12日(水) 必着
- ② 〒637-8799 日本郵便五條郵便局留  
奈良県広域水道企業団 五條事務所 水道課行

(2) 入札書の提出方法

「簡易書留郵便」により(1)の提出先へ期限までに到着するように郵送してください。  
※ポストからの投函はできませんのでご注意ください。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書に数字又は文字の誤脱等がある入札
- (3) 入札書用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書に記名押印のない入札、押印を省略する場合には「代表者職氏名」及び「本件責任者及び本件担当者の氏名及び連絡先」の記載がない入札
- (5) 入札書の入札金額を訂正又は書き換えした入札
- (6) 入札書の日付が開札日でない、又は日付の記載がない入札
- (7) 記載事項(金額を除く。)を訂正した場合においては、この入札説明書の訂正方法に違反した入札書による入札
- (8) 押印を省略しない場合において、押印された印影が不明瞭な入札書による入札
- (9) 鉛筆その他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札
- (10) 同一の入札について入札者によりなされた2通以上の入札
- (11) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (12) 入札書用封筒が封かん(封の糊付け)されていない入札
- (13) 一つの入札書用封筒に2枚以上の入札書が同封された入札、又は入札書以外のもの(同封するよう指定した書類を除く。)が同封された入札
- (14) 次のいずれかに該当する入札
  - ① 所定の日時までには到着しなかった郵便による入札
  - ② 書留郵便以外の郵便による入札
  - ③ 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (15) 落札候補者において、提出期限内に入札参加資格確認に係る書類を提出しない者、又は当該書類に虚偽の記載をした者の入札
- (16) その他この入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法等

(1) 開札の立会いについて

- ① 開札は、入札者又は入札事務職員以外の職員を開札立会人として置きます。

- ② 開札立会人は、2者を選任し「開札立会通知書」を送付します。
  - ③ 開札立会人は「開札立会通知書」を持参すること。
  - ④ 開札立会人は、代理人に立会を委任することができます。
  - ⑤ 代理人が立会を行う場合は、「開札立会通知書」、「開札立会委任状」を持参すること。
  - ⑥ 開札日時までに開札立会人又は代理人が参集しない場合、当該入札事務に関係のない企業団職員の立会により開札を行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。
- (3) くじによる落札者の決定
- 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。なお、同価格の入札をした者が、当該入札の開札立会人又はその代理人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない企業団職員が代わってくじを引きます。
- (4) 競争入札参加資格の確認
- 開札後、落札候補者は、令和7年11月14日（金）午後4時00分までに、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下、「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (5) 入札した者は、入札後、入札手続、五條市契約規則、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (6) 落札の取消し
- 落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとします。
- ① 契約の締結を辞退したとき、又は企業長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
  - ② 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
  - ③ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
  - ④ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

## 7 契約担当部局

〒637-0041 奈良県五條市本町3丁目1番13号  
奈良県広域水道企業団 五條事務所 水道課  
電 話 0747-22-4001 (内線 322)  
F A X 0747-22-4018  
電子メール gojo-suido@union.nara-water.lg.jp

## 8 その他

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 入札参加資格者が本件の入札に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者が負担するものとする。